

ENEOSでんき

カーボンフリー特約 契約約款

2025年3月3日 実施

ENEOS Power株式会社

2025 年 3 月 3 日 实施

カーボンフリー特約 契約約款

〔電気料金その他の供給条件の内容〕

1 適 用

このカーボンフリー特約 契約約款（以下「この約款」といいます。）は、当社が調達する非化石証書（再エネ指定）を使用することにより、お客さまが使用される電気のすべてを実質的に再生可能エネルギー由来とみなし、二酸化炭素排出量をゼロとすることができる電気料金その他の供給条件を定めたものです。

なお、この約款にもとづく契約（以下「カーボンフリー契約」といいます。）は、当社のENEOSでんき約款、ENEOSでんき（myプラン）約款、ENEOSでんき（myたっぷりプラン）選択約款、ENEOSでんき（myまとめてプラン）選択約款、ENEOSでんきmy 低圧高負荷プラン（東京）契約約款（以下、総称して「電気約款」といいます。）にもとづく需給契約に付帯するものといたします。

2 対象となるお客さま

この約款は、電気約款の適用を受け、3（契約の要件）に定める要件を満たし、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

3 契約の要件

カーボンフリー契約を希望される場合には、別表（対象プラン）に定める契約種別（以下「主契約」といいます。）をご契約いただきます。

4 この約款の変更

非化石証書の調達価格の大幅な変更等により、非化石証書の調達が困難になったとき、一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定されたとき、法令、条例、規則等の改正によりこの約款を変更する必要性が生じたときその他当社が必要と判断したときは、当社は、民法第548条の4にもとづき、この約款を変更する場合があります。この場合、電気約款第2条の定めを準用し、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの約款によります。

なお、この約款を変更する場合の電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付については、電気約款第2条の定めを準用いたします。

5 適 用 開 始 日

カーボンフリー契約の適用開始日は、原則として、主契約の需給開始日といたします。ただし、既に当社と電気約款にもとづく需給契約を締結しているお客さまがカーボンフリー契約の申込みをされた場合の適用開始日は、原則として、お客さまのカーボンフリー契約の申込みを当社が承諾した日の直後に到来する検針日または計量日といたします。

6 適 用 期 間

カーボンフリー契約の適用期間は、適用開始日から主契約の契約期間満了日までといたします。ただし、3（契約の要件）を満たさなくなった場合は、原則として3（契約の要件）を満たさなくなった日までといたします。また、10（解約等）によりカーボンフリー契約を解約する場合は、原則として当社またはお客さまいずれかからカーボンフリー契約解約の申出があった日の直後に到来する検針日または計量日の前日まで

でいたします。

7 料金の算定方法

各月の料金は、(1)によって算定されたカーボンフリー料金とし、主契約の料金に加算したうえで、主契約と合わせてお支払いいただきます。

(1) カーボンフリー料金は、次のとおり算定し、各月分の電気料金に加算いたします。

カーボンフリー料金＝

主契約におけるその1月の使用電力量×(2)に定めるカーボンフリー料金単価

(2) カーボンフリー料金単価は、毎年4月1日から翌年3月31日までをひとつの年度とし、年度毎に設定いたします。各年度のカーボンフリー料金単価は、年度中に主契約の料金算定期間が開始する月の電気料金に対して適用いたします。なお、2023年度および2024年度（2024年1月15日から2025年3月31日まで）のカーボンフリー料金単価は、2円20銭（1kWhにつき）といたします。

(3) 次年度のカーボンフリー料金単価は、毎年1月に、当社のホームページ、主契約のお客さま専用ページへの掲載その他当社が指定する方法にてお知らせいたします。

8 電源構成および非化石証書の使用状況の掲載

(1) 当社は、供給する電気の調達計画を策定し、電源種別ごとの構成比率の計画値および供給した電気の実績値を当社のホームページに掲載いたします。

(2) 当社は、供給する電気に用いる環境価値について、非化石証書の調達計画を策定し、非化石証書の使用状況の計画値および実績値を当社のホームページに掲載いたします。

(3) 2023年度の計画値は、石油火力100%の電気に非化石証書（再エネ指定あり）を使用することにより、実質的に再生可能エネルギー由来とみなし、二酸化炭素排出量をゼロといたします。

9 カーボンフリー契約の履行中止

当社は、天災地変、戦争、法令の制定または改廃、価格の著しい高騰等による非化石証書の調達が困難なとき、その他当社の責めによらない事由の発生によりこの契約の全部または一部の履行が困難となったときは、この契約の履行を中止する場合があります。なお、この場合には、当社は対象となるお客さまに対し、カーボンフリー契約の履行を中止する日を当社が指定する方法にてあらかじめお知らせいたします。また、当社は、これによりお客さまが受けた損害について賠償の責めを負いません。

10 解約等

(1) お客さまの都合によりカーボンフリー契約を解約する場合、お客さまは、解約を希望される日を定めて、あらかじめ当社に通知いただくものとします。

(2) 当社は、価格の著しい高騰等により非化石証書の調達が困難であるとき、一般送配電事業者の定める託送供給等約款の改定、または法令、条例、規則等の改正等の事由により、この契約の全部または一部の履行が困難となり、かつ、当該事由の解消の見通しが立たないと判断したときは、お客さまとのカーボンフリー契約を解約する場合があります。この場合、原則として解約の3カ月前までに書面または電子メール等、当社が指定した方法にてお知らせいたします。

11 その他

(1) この約款に定めのない事項については、電気約款に定めるところによります。

(2) この約款および電気約款によりがたい特別な事情が生じた場合には、お客さま

と当社との間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものといたします。

附 則（実施期日）

1. この約款は、2025年 3月 3日から実施いたします。
2. 2024年12月17日以前にカーボンフリー契約を申し込んだお客さまにつきましては、5適用開始日の定めにかかわらず、本特約の適用開始日は、原則として、主契約の需給開始日が属する翌月の分から適用いたします。ただし、既に当社と電気約款にもとづく需給契約を締結しているお客さまがカーボンフリー契約の申込みをされた場合の適用開始日は、原則として、お客さまのカーボンフリー契約の申込みを当社が承諾した日の直後に到来する検針日または計量日といたします。8

別 表（対象プラン）

エ リ ア	対象となる契約種別
北 海 道 エ リ ア	北海道Aプラン、北海道Vプラン、北海道動力プラン、 北海道E V夜とくプラン、北海道オール電化プラン、 北海道自家消費応援プラン
東 北 エ リ ア	東北Aプラン、東北Vプラン、東北動力プラン、 東北E V夜とくプラン、東北オール電化プラン、 東北自家消費応援プラン
関 東 エ リ ア	東京5アンペアプラン、Aプラン、東京Vプラン、動力プラン、 東京動力プラン、東京E V夜とくプラン、東京オール電化プラン、 東京自家消費応援プラン、my標準プランー従量電灯A（東京）、 my標準プラン（東京）、myたっぷりプラン（東京）、 myまとめてプラン（東京）、my低圧高負荷プラン（東京）
中 部 エ リ ア	中部Aプラン、中部Vプラン、中部動力プラン、 中部E V夜とくプラン、my標準プランー従量電灯A（中部）、 my標準プラン（中部）、my動力プラン（中部）
北 陸 エ リ ア	北陸Aプラン、北陸Vプラン、北陸動力プラン、 北陸E V夜とくプラン
関 西 エ リ ア	関西Aプラン、関西Bプラン、関西動力プラン、 関西E V夜とくAプラン、関西E V夜とくBプラン、 my標準プランー従量電灯A（関西）、 my標準プランー従量電灯B（関西）、my動力プラン（関西）
中 国 エ リ ア	中国Aプラン、中国Bプラン、中国動力プラン、 中国E V夜とくAプラン、中国E V夜とくBプラン
四 国 エ リ ア	四国Aプラン、四国Bプラン、四国動力プラン、 四国E V夜とくAプラン、四国E V夜とくBプラン
九 州 エ リ ア	九州Aプラン、九州Vプラン、九州動力プラン、 九州E V夜とくプラン

ENEOS Power株式会社

東京都千代田区大手町一丁目1番2号

〔小売電気事業者登録番号：A0050〕

【お問い合わせ先】

ENEOSでんき・都市ガス カスタマーセンター

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（日曜日および祝日、年末年始を除く）

0570-01-8704（ナビダイヤル）

（IP 電話などからは 03-6627-1763）